

平成 31 年 4 月 3 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博

平成 31 年度「北海道教育旅行活性化事業」委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

平成 31 年度 北海道教育旅行活性化事業

2. 事業目的

道内各地の特色ある素材を発掘し、地域の状況に合わせた教育旅行の受入体制整備や商品づくりなど、地域が連携した取組を支援することによって教育旅行の誘致を図るとともに、北海道に慣れ親しむことによる将来的な北海道旅行のリピーター確保につなげる。

3. 実施期間 契約締結日～平成 32 年 3 月 13 日

以 上

担当：北海道観光振興機構  
誘客推進本部国内誘客部 長野  
電話：011-231-5881 FAX：011-232-5064  
E-Mail：h\_nagano@visithkd.or.jp

1. 目的及び業務概要

道内各地の特色ある素材を発掘し、地域の状況に合わせた教育旅行の受入体制整備や商品づくりなど、地域が連携した取組を支援することによって教育旅行の誘致を図るとともに、北海道に慣れ親しむことによる将来的な北海道旅行のリピーター確保につなげる。

2. 事業実施主体及び実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構が実施主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 北海道に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

4. 著作権等の取扱

本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品（データ）をはじめとする物品等の所有権は当機構に帰属するものとする。

5. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～平成 32 年 3 月 13 日（金）

(2) 業務スケジュール（予定）

参加表明	4月10日（水）15時00分まで（メールで表明）
企画提案書提出	4月24日（水）15時00分まで
審査会	4月26日（金）予定
結果通知	5月 7日（火）予定
契約締結・業務開始	5月上旬

## 6. 参加表明

企画提案を行う意思がある場合は、次のとおり期日までに参加表明すること。なお、参加表明無き者からの企画提案書は受理しない。

- (1) 表明期限：平成 31 年 4 月 10 日（水）15 時 00 分まで
- (2) 表明内容：「事業者名」、「代表者名」、「所在地」、「担当者名」、「連絡先」
- (3) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光振興機構 国内誘客部（担当：長野）  
TEL 011-231-5881 Email: [h\\_nagano@visithkd.or.jp](mailto:h_nagano@visithkd.or.jp)
- (4) 表明方法：電子メールにより参加表明すること。（様式は任意とする。）

## 7. 委託業務内容

### (1) 情報発信業務

#### ア 教育旅行サイトの情報更新

- ・当機構の教育旅行サイトにおいて、情報内容の変更が生じた場合更新すること。

#### イ 教育旅行説明会、相談会の実施

- ・誘致対象として期待できる道外地域の 5 箇所程度を選定し、教育旅行関係者への魅力あるプロモーション活動を実施する。

※開催地 5 箇所のうち仙台、盛岡、山形、大宮は必須地域とし、北海道新幹線利用促進を図る目的を含めて実施する。また、宇都宮は開催地として指定するが会場費は J R 北海道の負担となるため見積り計上は不要。

J R 北海道とは業務の打ち合わせを綿密にすること。

※道内各地域の市町村（教育委員会を含む）、観光協会、民間事業者等との連携を図り参加者を募集すること。

※各開催地域から学校教員、旅行会社の参加者を募集すること。参加者募集方法については、教育旅行に携わる旅行会社と連携を図り、各開催地とも昨年度以上の参加実績を確保すること。

※教員、旅行会社の参加率を高めるために、道内各地域の行政担当者、民間事業者の参加に加え教育旅行に精通したアドバイザーや外部パートナーの講演などを取り入れる。

※教育アドバイザーとは北海道の特徴的な自然・文化・歴史のスペシャリストや講師、学芸員とする。

※外部パートナーとは、教育活動に熱心に取り組む企業、団体などとする。

※教育アドバイザー、外部パートナーの選定は、北海道観光振興機構と協議し決定する。

※参加者へのアンケート調査を実施する。

#### ウ セールス活動

- ・修学旅行決定権のある学校関係者との人脈作り強化を図るためのセールス活動を実施する。

※派遣地域は教育旅行説明会を実施する地域を中心に行うものとする。学校関係者、現地の旅行会社、関係する行政機関等を訪問し PR に努めること。

- ・新たに北海道への修学旅行を検討している学校を対象に、2 校以上教育アドバイザーを派遣する。一度に派遣する教育アドバイザーは 1 名程度とすること。

※実施後、派遣先の学校に対してアンケート調査を行う。

### (2) 教育旅行関係者招へい

- ・平成 24～26 年度で作成した 10 モデルコースを主軸として広域的に地域を組み合わせ道内外の教育旅行関係者（旅行会社）1 社以上、計 10 名以上の招へいを実施する。

※旅行会社の招へいについては、各旅行会社が独自で行っている教育旅行担当者研修に協力する形態とすること。協力形態の条件は下記の内容とすること

① 1 回の研修に 10 名以上の参加者がいること。

② 北海道庁または北海道観光振興機構の職員が全行程または行程の一部に同行できること。

(同行経費は別途支払いとなるため計上不要)

③招へい者へのアンケート調査を行い、招へいを受入した地域へのフィードバックを実施すること。

(3) フォローアップ調査

・今年度を含め、過去3カ年において当事業で実施した教育旅行説明会または招聘に参加した教育旅行関係者に対して、北海道への修学旅行の実施状況等についてフォローアップ調査を実施する。

(4) 事業報告書の作成

※道内各地域の市町村(教育委員会含む)、観光協会、民間企業等との連携を図る。

※招へい者へのアンケート調査を行い、招へいを受入した地域へのフィードバックを実施する。

※報告書は2部及びCDRでも2部提出すること。

8. 予算上限額

5,160千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

9. 企画提案書の記載内容

企画提案書の作成にあたっては、事業提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構事業の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする事業提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、事業提案者の業務担当者名については、提出する事業提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※教育旅行サイトの更新費、教育旅行説明会費、セールス活動費、教育旅行関係者招へい等。

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 企画提案書の規格はA4とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。

(2) 企画提案書の冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。

(3) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。

(4) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。

(5) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

(6) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部(事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部)

(2) 提出期日 平成31年4月24日(水)15時00分まで

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

誘客推進本部国内誘客部(担当:長野)

TEL 011-231-5881 Email: [h\\_nagano@visithkd.or.jp](mailto:h_nagano@visithkd.or.jp)

(4) 提出方法 持参又は郵送による

※ 郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

## 12. 審査方法

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ企画提案書提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 5者以上の審査対象者がいる場合は、予め書面審査を行い、上位4者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時や場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布は認めない。

## 13. 審査基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
  - ・指示内容が十分理解されているか。
  - ・専門スタッフやスペシャリストの協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
  - ・教育旅行全体の情報に精通しているか。
  - ・地域における受入体制の充実・強化を図る適切な計画がされているか。
  - ・誘致につながる適切な計画がされているか。
- (2) 実現性
  - 提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
  - 提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

## 14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、事業提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

## 15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定に係る以外の目的には使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上